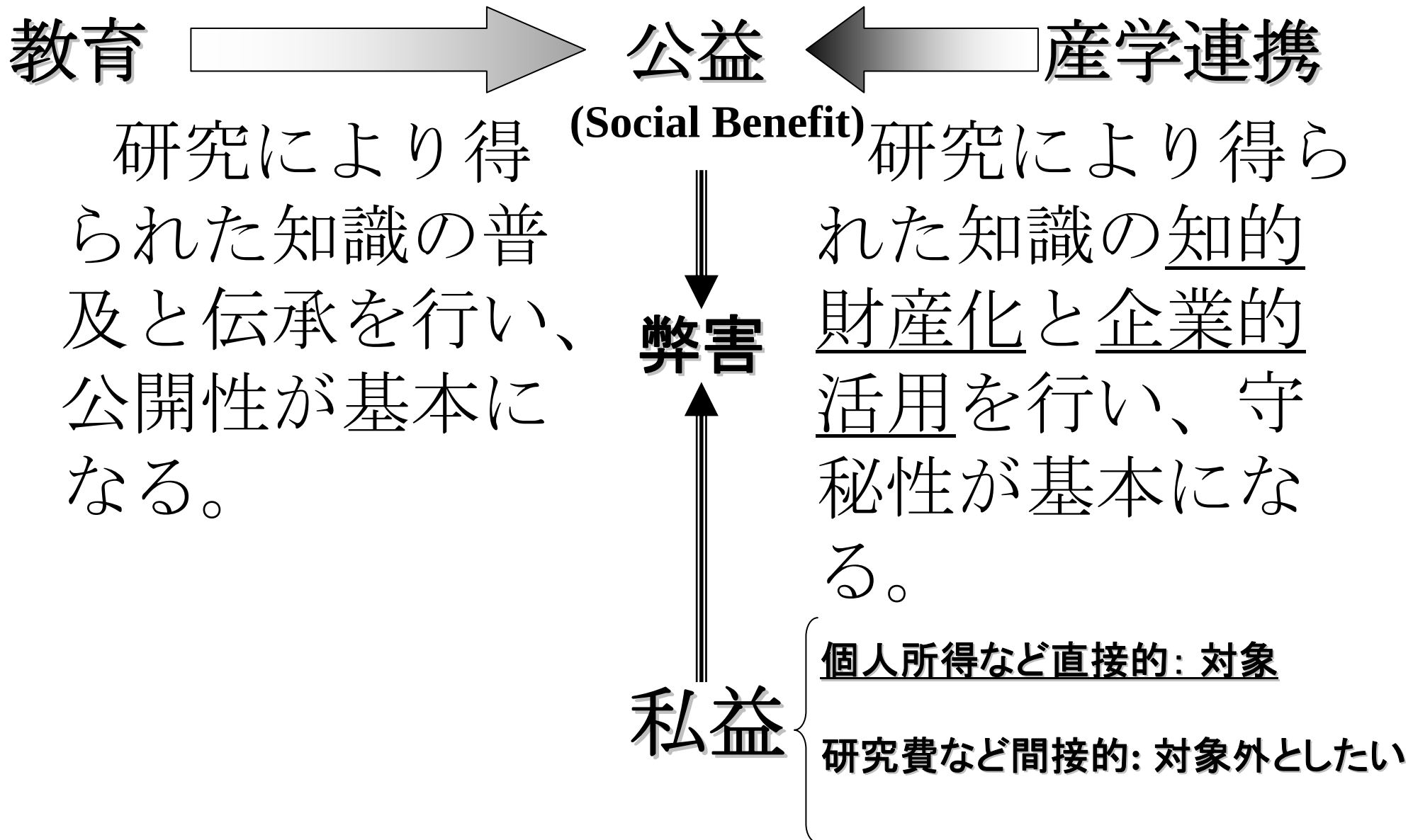


2005年12月

東北大学 利益相反マネジメント概要

総長特任補佐(利益相反マネジメント担当) 西澤 昭夫

産学連携と利益相反の発生



利益相反マネジメントの目的

1. 大学への信頼性と期待感を維持する。
2. 産学連携を適正に推進する。
3. 利益相反による弊害の回避。
4. 組織として教職員を保護する。
5. 社会に対する説明責任を果たす。

利益相反マネジメントの難しさ

1. 態様の多様性：

- ・ 潜在的利益相反 (Potential)；利益相反による弊害が生じる可能性がある状態。
- ・ 第三者から利益相反と見られる状態 (Appearance)；実際に生じているか否かによらず、利益相反による弊害が生じているのではないかと外部から見られる状態。
- ・ 顕在的利益相反 (Actual)；実際に利益相反による弊害等が生じている状態。

2. 法律問題ではない：明確な基準が存在せず、社会的規範による問題提起となる。

3. 罰則：アメリカでは解職もありえる。日本では「社会的晒し者」にして、社会的信頼性を喪失させる。

ポイントは、Potential COIを把握した上で、当該教職員が共同研究、兼業、ベンチャー創業に絡む時、AppearanceやActualに至らないよう、適切にマネジメントすること、即ち、Potentialを前提に、AppearanceやActualの発生を事前に察知し、予防し、教職員を守ることが重要である。ただし、Appearanceについては判断が分かれるため、その合意が不可欠であり、かつ困難となる点である。

SFI (Significant Financial Interest) という判断基準の導入

アメリカでは、社会常識から見て、弊害を起こす可能性がある一定額以上の金銭的基準 (=Significant Financial Interest)を設け、それを越える外部収入を持つ教員や研究者を、潜在的利益相反が想定されるとして、マネジメント対象者にする、という実務的対応が採られている。

SFIの例：10,000ドル以上の金銭、一定数量以上の株式の保有などを基準にする。

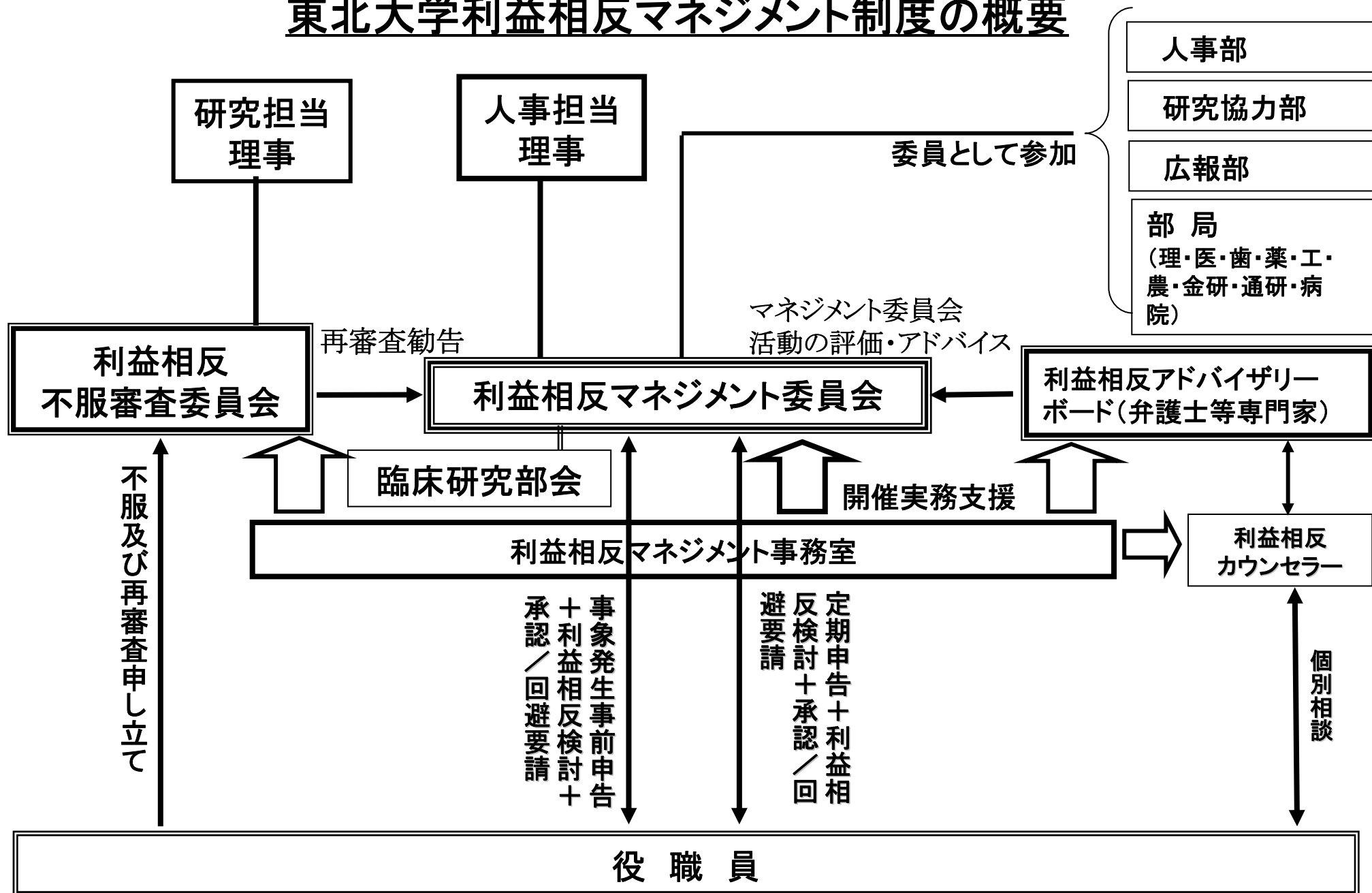
本学でもこれを準用し、1社につき年間100万円以上の収入及び5%以上の株式保有、但し、未公開株式（新株予約権を含む）は全てを開示して頂くことにしたい。

東北大学 利益相反マネジメントポリシー

役員会承認(平成17年3月3日開催)

1. 透明性の高い産学連携活動を維持し、公共の利益を生み出す社会貢献をめざします。
2. 産学連携において、教職員が得る個人的利益を、職員としての本来の責務や連携活動の公益性等に対して優先することがないように、利益相反マネジメント制度を構築し、その適用のもとに社会貢献を行います。
3. 的確な利益相反マネジメントを行うため、教職員に対して産学連携に関する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置をとることを求めます。この過程で収集された個人情報、法律に基づき適正に管理し、教職員のプライバシーの保護、守秘義務の徹底を図ります。
4. 利益相反マネジメントに従って産学連携活動を行う教職員に対して社会から疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
5. 教職員が利益相反の可能性を常に意識し、適正な産学連携に努めることができるよう、利益相反に関する啓発活動を積極的行います。

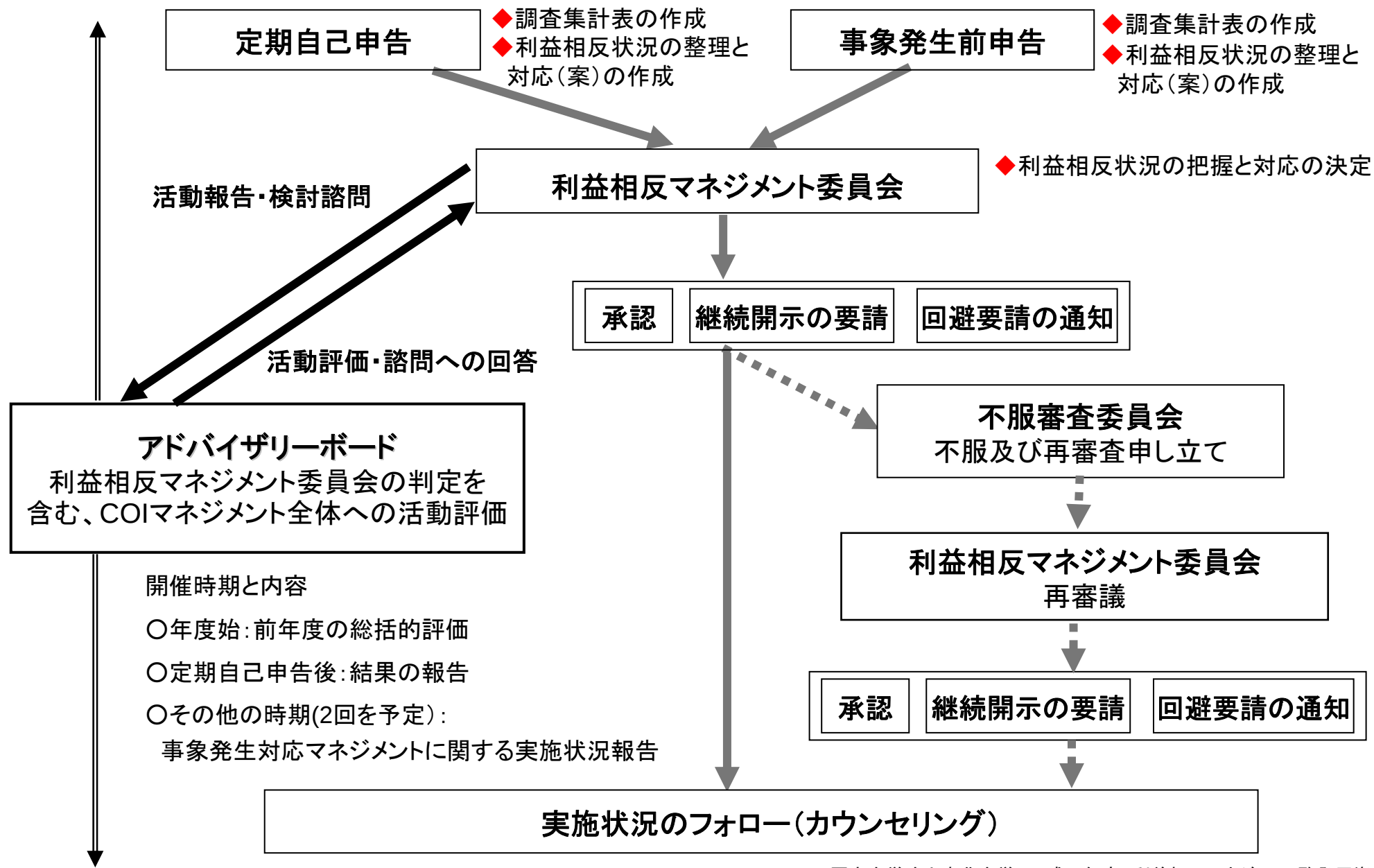
東北大学利益相反マネジメント制度の概要



具体的に何をするのか

- ・ 外部利害関係の継続開示（=Potential COIの把握）：
利益相反マネジメント対象の把握
- ・ 事象対応マネジメント：
Actual化の予防とAppearanceに対する外部批判へ対応するための事前確認と承認・回避要請

自己申告実施フロー(案)



※12月22日までに利益相反マネジメント事務室へお送りください。

所 属

氏 名

職員番号

2005年度

東北大学 利益相反定期自己申告書

※記入方法および用語の意味は、“定期自己申告書の記入にあたって”をご参照ください

Q1. 下記のような関係をもつ法人(企業・団体など)の有無

- ・未公開株の保有: 1株以上 (但し、株式公開後1年以内も含む)
- ・公開株の保有 (発行済み株の5%以上の保有)
- ・新株予約権を保有 (未行使)
- ・融資、保証を受けた (但し、銀行などの金融機関以外のもの)
- ・1法人につき年間100万円以上の収入を得た
(自らの所得として計上される報酬、謝金の総額を対象とします。
但し、交通費などの実費は除きます。兼業による報酬を含みます)
- ・1法人につき年間100万円以上のロイヤリティ収入などを得た
- ・無償で役務提供を受けた

☐ 有

該当する法人数

(社・団体)

☐ 無

終了

「無」の場合はそこで
終了です。そのまま
ご提出下さい

Q2 Q1でありと回答した法人との下記に示す産学連携・兼業の有無

- ・共同研究
- ・受託研究
- ・奨学寄附金の受入れ
- ・兼業
- ・学術指導
- ・物品購入
- ・技術移転

☐ 有

該当する法人数

(社・団体)

別紙へ

☐ 無

終了

上記申告に相違ありません。

平成 年 月 日 所 属

氏 名

(自筆にて署名)

※記入欄がたりない場合は、本用紙を複写してお使いください。

東北大学 利益相反定期自己申告書(別紙)

対象期間：
平成17年4月1日～平成18年3月31日(見込みを含む)

Q2で該当した 法人名	Ⅰ 経済的利害関係			Ⅱ 産学連携活動			Ⅲ 法人の特徴	
	Ⅰ－A 経済的利害関係	Ⅰ－B 時期・期間	Ⅰ－C 金額(内訳)	Ⅱ－A 具体的内容	Ⅱ－B 期 間	Ⅱ－C 金 額	Ⅲ－A 法人の形態	Ⅲ－B 法人との関わり

Ⅰ 経済的利害関係

- Ⅰ－A 経済的利害関係について以下より選び、番号を上記の表Ⅰ－Aに記入してください(見込みを含む)
1. 未公開株の保有 2. 公開株保有(発行済み株の5%以上) 3. 新株予約権を保有(未行使) 4. 融資・保証をうけた(銀行などの金融機関以外のもの)
5. 1社につき年間100万円以上の収入 6. 1社につき年間100万円以上のロイヤリティ収入 7. 無償で役務提供を受けた
- Ⅰ－B その取得、融資・保証、役務提供を受けた時期及び収入を得た時期をⅠ－Bに記入してください(兼業については従事期間を記入のこと)
- Ⅰ－C その金額をⅠ－Cに記入してください。なお、Ⅰ－Aで5を選択した場合は、その内訳を記し、さらにその内容を以下より選び付してください。
ア 兼業 イ その他 / 記入例:100万円(ア)

Ⅱ 産学連携活動

- Ⅱ－A 産学連携活動について以下より選び、番号を上記の表Ⅱ－Aに記入してください(見込みを含む)
1. 共同研究 2. 受託研究 3. 奨学寄附金の受入れ 4. 兼業 5. 学術指導 6. 物品購入 7. 技術移転
- Ⅱ－B Ⅱ－Aで回答の活動の実施または契約の期間・時期をⅡ－Bに記入してください。
- Ⅱ－C その金額をⅡ－Cに記入してください(分かる範囲内または対象期間の見込みでお書きください)

Ⅲ 法人の特徴

- Ⅲ－A 法人の形態について以下より選び、番号を上記の表Ⅲ－Aに記入してください。
1. 株式会社 2. 有限会社 3. 財団法人 4. 特定非営利活動法人 5. 任意団体 6. その他
- Ⅲ－B 法人との関わりについて以下より選び、番号を上記のⅢ－Bに記入してください。
1. 自ら創業 2. 親族が創業 3. 同僚・知人・学生等が創業 4. 社長・会長に就任 5. 役付取締役役に就任(代表権あり) 6. 役付取締役に就任(代表権なし)
7. その他の取締役に就任 8. 監査役に就任 9. 理事長に就任 10. 理事に就任 11. その他の法人の役員に就任 12. 親族が役員 13. 同僚・知人・学生等が役員

東北大学利益相反マネジメント自己申告書の記入にあたって(案)

以下の注意事項を必ずご一読のうえ、利益相反マネジメント自己申告書(定期及び事象発生前を含む)、及び別紙に記入してください。

1. 自己申告書の項目に従い、基準、用語および対象期間に留意のうえ、ご記入下さい。

(1) 基準について

ガイドラインに示したとおり、東北大学では、実務的観点から、当面NIHなど米国における基準を準用致します。具体的には、①1社につき年間100万円以上の収入(自らの所得として計上される報酬、謝金の総額を対象とします。但し、交通費などの実費は除きます) ②公開企業の発行済株式の5%以上の保有 ③未公開株式(公開後1年以内を含む)は1株以上の保有

(2) 用語について

①産学連携活動とは、共同研究、受託研究、奨学寄附の受入れ、兼業、学術指導、物品購入、技術移転を意味します。

②法人とは、企業・団体などをいいます。

③団体とは、民間、国、地方公共団体、独立行政法人の財団および大学関連の財団(医療法人、学校法人)等を含みます。

④新株予約権とは、ストックオプションなどと呼ばれる、新株予約権、新株予約権付社債などの総称です。一定期間内にあらかじめ定められた価額(行使価格)で株式を取得できる権利です。

⑤融資、保証とは、銀行などの金融機関からのものを除きます。

⑥兼業には、国、地方公共団体、独立行政法人、病院および学校での兼業は含みません。

⑦物品購入とは、直接に選定に携わる場合を意味します。

⑧無償で役務提供を受けるとは、学会や検査、研究のときに人員を派遣していただく場合が考えられます。

なお、学会のうち、企業との共催によるものは除きます。

⑨技術移転とは、知的財産化された本学における研究成果の企業・団体への移転を意味します。

⑩親族とは、民法で定める六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族とします。

(3)対象期間について

申告対象期間は、本年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)とします。見込みを含め記載してください。なお、Q2の株式保有に係る事項および保証・融資については、本年度内の取得、及び保証・融資を受けた時期を別紙にご記入下さい。

2. 自己申告書のQ1およびQ2に該当のある方は、同封の別紙に必要事項を記入して下さい。
3. 記入後は、自己申告書を同封の返信用封筒にて利益相反マネジメント事務室宛にご提出ください。
4. 提出後、必要に応じて、利益相反マネジメント事務室より、ヒアリング等実施の連絡を差し上げる場合があります。利益相反のマネジメントを適正に行うためですので、ご協力くださいますようお願い致します。
5. 臨床研究に係る自己申告については別途実施します。
6. 本申告書及び別紙は、利益相反マネジメントにのみ使用致します。但し、裁判所又は法令に基づく開示請求があり、本学として法令遵守の立場から拒否できない場合は、目的外使用となる場合が生じることをお含みおきください。

マネジメントの内容：利益相反の認定と回避要請

1. 定期自己申告においてQ2に1つ以上該当する方は潜在的利益相反にあると認定させて頂く。
2. 上記認定を受けた方は、当該企業や団体と別紙Ⅱに記載された事象を新たに行う場合は、その開始2ヶ月前までに利益相反マネジメント委員会に届け出て頂きたい。
3. 利益相反マネジメント委員会は原則1ヶ月以内にその実行について判定を下します。
4. 利益相反マネジメント委員会はその実施に関して、利益相反が推定 (Appearance) や顕在 (Actual) にならないため、一定の回避要請を行うことがあります。
5. 回避要請に従うか従わないかは当該教職員の判断に委ねます。但し、従って頂けない場合は、大学としてなんらの対応はできないことをご了解頂きたい。

回避要請の内容(案)

利害関係のある企業や団体と以下に示す活動を実施する場合

1. 共同研究・受託研究:テーマ設定や成果の妥当性に関する説明文書の提出を求めます。
2. 奨学寄附:使途の妥当性についての説明文書の作成と必要に応じて提出を求めます。
3. 兼業:本務との関係や時間・報酬について管理文書の作成、また、必要に応じて提出を求めます。
4. 物品購入:原則入札方式を採り、随意契約の場合はその必然性を説明する文書の提出を求めます。
5. 技術移転:知財評価委員会の対応に従って頂きます。

東北大学利益相反マネジメント事務局

総長特任補佐	利益相反マネジメント担当	西澤 昭夫
	事務室長	木村 賢一
	助手	川嶋 史絵

電話 217－4398（内線）3401 FAX 217－6241
E-mail coi@bureau.tohoku.ac.jp